

第95回定例会

南部町議会会議録

令和2年6月5日 開会

令和2年6月9日 閉会

南部町議会

第95回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○請願・陳情について	10
○散会の宣言	10

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	11
○欠席議員	11
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	13
○一般質問	13
中 舘 文 雄 君	13

工藤 愛 君	2 1
夏堀 嘉一郎 君	2 7
○散会の宣告	3 4

第 3 号 (6月9日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 6
○出席議員	3 6
○欠席議員	3 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
○職務のため出席した者の職氏名	3 7
○開議の宣告	3 8
○報告第11号の上程、説明、質疑	3 8
○報告第12号の上程、説明、質疑	3 9
○報告第13号の上程、説明、質疑	4 0
○報告第14号の上程、説明、質疑	4 1
○報告第15号の上程、説明、質疑	4 2
○報告第16号の上程、説明、質疑	4 3
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2

○常任委員会報告	6 4
○委員会の閉会中の継続調査の件	6 4
○議員派遣の件	6 5
○日程の追加	6 5
○町長追加提出議案提案理由の説明	6 6
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○閉会の宣告	7 5
○署名議員	7 9

令和2年6月5日（金曜日）

第95回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第95回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願・陳情について
 - （陳情第2号 日米地位協定の抜本的見直しを求める陳情）
 - （陳情第3号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情）
 - （陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤 愛 君	2番	松本 啓吾 君
3番	久保 利樹 君	4番	夏堀 嘉一郎 君
5番	坂本 典男 君	6番	滝田 勉 君
7番	西野 耕太郎 君	8番	山田 賢司 君
9番	八木田 憲司 君	10番	中舘 文雄 君
11番	工藤 正孝 君	12番	夏堀 文孝 君
13番	沼畑 俊一 君	14番	根市 勲 君
15番	馬場 又彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工藤 祐直 君	副町長	佐々木 俊昭 君
総務課長		久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長		松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長		岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君
農林課参事		東野 成人 君	商工観光課長	元沢 清則 君
建設課長		松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター参事		佐々木 大 君	市場長	馬場 均 君
教育長		高橋 力也 君	学務課参事	中村 貞雄 君
社会教育課参事		佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里 司	班長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第95回南部町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

(議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇)

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、5月29日に議会運営委員会を開催し、第95回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告6件、議案は、条例の改正7件のほか、令和2年度各会計補正予算4件であります。そのほかの案件として、陳情3件の常任委員会付託、常任委員会報告などがあります。

一般質問は、3名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、6月5日から9日までの5日間としました。なお、会期中、6日、7日は休日のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番工藤正孝君、16番川守田稔君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月5日から、6月9日までにしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月9日までの5日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました5日間の会期中、6月6日と7日は休日のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告については、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

今期定例会の上程は、町長提出の案件が報告6件、議案11件。ほかに、常任委員会報告、委員会の閉会中の継続調査の件、議員派遣の件があります。日程によりそれぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第95回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス対策につきましては、「今、困っている人を、今、支援する」という思いに、議員各位のご理解をいただき5月7日開会の議会臨時会におきまして補正予算をご議決いただきました新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、第2弾となる町独自の経済対策の給付実績についてご説明申し上げます。

はじめに、全業種へと対象を拡大した緊急対策支援金給付事業ではありますが、5月末までに86の事業者から申請があり、総額1,764万9,000円の給付を完了したところであります。第1弾の飲食業者を含むトータルの給付実績では、同じく5月末までに118の事業者から申請があり、総額2,497万7,000円の給付を完了したところであります。

次に、学生アルバイトに対する支援金の給付実績ではありますが、6月3日までに70人の方から申請があり、総額653万円の給付を完了する予定であります。

さらに、町内飲食店においてテイクアウトや宅配サービスを積極的に活用いただくことを目的とした「南部町飲食店応援プロジェクト」も始動しており、参加する16の飲食店の売り上げの増に期待を寄せるところであります。

このほか、先週25日には、ボートピアなんぶからご支援をいただき、学校給食に、その名も、コロナに負けない「がんばる丼」を、スペシャルメニューとして提供したところであります。感染防止の観点から学校行事が延期、縮小されているほか、中体連をはじめとする各種競技大会が中止されるなど、不安やストレスを抱えている町内の小中学生に対し、次の目標に向かって踏み出して欲しいと、食の面から応援をいただいたものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

また、国が行う特別定額給付金の給付実績であります。5月末現在で町内の全7,454世帯、1万7,741人のうち、7,050世帯、1万7,049人分の申請を処理し、総額17億490万円の給付を完了したところであり、給付割合は、96.1パーセントを超えたところであります。

以上、町の緊急対策支援事業と国の特別定額給付金の給付実績についてご報告いたしました。今後、新型コロナウイルス感染症による当町の経済への影響を注視しつつ、必要な時に必要な対策を、スピード感をもって講じることができるよう、あらゆる可能性を想定する態勢を維持してまいりたいと考えているところであり、併せて、町の緊急経済対策第3弾について、この後、一般会計補正予算のところでご説明申し上げますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、農業や農作物の生育状況に関する情報であります。昨年は、6月から7月中旬にかけての低温と日照不足の影響が懸念されましたが、その後、天候に恵まれまして、全体的に作物の生育が順調となった年であったと思っております。

ことしは、3月までの気温が平年よりも高く、果樹の生育は大幅に進みましたが、その後は4月上旬から気温が低めに推移したため、全般的にはほぼ平年並みの状況と伺っており、農家の皆様もお忙しい日々をお過ごしのことと思っております。

また、水稻の状況であります。田植え作業は例年どおりの時期に行われており、現在の進捗率は九割近くと平年並みとなっております。

次に、サクランボであります。6月1日に行われた作柄調査によりますと、主力品種「佐藤錦」の着果数は平年より少なめではありますが、その分味の良さが期待できるとのことです。

そして、デビューから2年目を迎え、果物の里・南部町の高級ブランド果実として期待を寄せる「ジュノハート」であります。ことしは全国デビューに向けて南部町営地方卸売市場でも取扱を開始することとしております。また、発売イベント等の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等の情勢を見ながら、県の担当課と連携してしっかりと対応してまいりたいと考

えているところであります。

リンゴにつきましてはほぼ平年並みのペースで進んでいる状況であり、台風などの天候被害のない、実り豊かな収穫期を迎えられますことを切に願うものであります。生育はほぼ順調であります。新型コロナウイルスの影響で価格が心配されているところであります。

次に、ことしの春の叙勲では、当町から、板垣雅英氏が、消防功労で瑞宝双光章の、また、春の褒章では、保護司を務める工藤智也氏が、公共の事務にご尽力された方をたたえる藍綬褒章の受章の栄に浴されました。それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げます。

また、昨年度の「全国学芸サイエンスコンクール」で、開発途上国の農業生産や、環境問題の解決に向けた研究成果が高く評価され、最高賞の内閣総理大臣賞に輝いた名久井農業高校の研究チームに、このほど、賞状とカップが届けられたとの報道がありました。3月の表彰式は中止となりましたが、届けられた大きなカップを手にし、チームの皆さんは、改めて、日本一の栄誉を実感されたことと思います。心から祝福するとともに、研究成果がおおいに活用されることに期待を寄せるものであります。

そして、このような南部町の明るい話題がテレビや新聞で取り上げられることにより、長引く自粛生活などで、町民の皆様が抱えておられる不安感や閉塞感を和らげることができるのではないかと考えているところであります。

先月25日には緊急事態解除宣言が発出され、全都道府県において社会経済活動が段階的に緩和される方針が示されました。町民の皆様におかれましては、まずは感染防止対策を第一義に、南部町の元気を発信できる諸活動に少しずつ取り組んでいただきたいと考えているところであり、町といたしましてもこうした活動をしっかりと支援していけるよう、引き続き「町民の皆様とのキャッチボール対話」によりご要望に耳を傾けるとともに、スピード感のある施策の展開に職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告6件、条例の制定等7件、令和2年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が4件の、合わせて17件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第11号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」であります。令和2年3月20日、役場本庁舎の職員玄関前駐車場に駐車していた車両に、役場本庁舎に設置されていた町章看板が強風により落下し、破損させた事故に関し、

相手方と和解を成立させ損害賠償の額を決定することについて専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、報告第12号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事））」であります。昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事における請負金額の追加変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものであります。

次に、報告第13号「令和元年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」であります。継続費を設定した統合庁舎建設事業費の通次繰越につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第14号「令和元年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。一般会計の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第15号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。公共下水道事業特別会計の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。令和元年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を地方自治法の規定に基づき提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第50号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等を支援するための減免基準が示されたことに伴い、当町におきましても基準に従い国民健康保険税を減免するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。いわゆる、デジタル手続法の施行に伴い、個人番号通知カードが廃止されたことから、再交付に際し徴収していた手数料の規定が不要となったため、当該規定を削除するものであります。

次に、議案第52号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。内閣府令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法施行令等の一部改正に伴い、消費税増税分を財源とする、低所得者に対する保険料の更なる軽減強化を図るとともに、国から、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険の被保険者等を支援するための、減免基準が示されたことに伴い、当町におきましても、基準に従い、介護保険の第1号被保険者の保険料を減免するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」であります。卸売市場法の一部改正に伴い青森県地方卸売市場条例が廃止されることから、関連する規定を削除する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第4号）」であります。新型コロナウイルス感染症に関連する町独自の経済対策、第3弾として、収穫時期までの農家の皆さんの不安をあらかじめ解消するとともに、町の基幹産業である農業と、その生産基盤である農地を将来にわたり守り、維持いただくことを後押しするための「農畜産業先行型持続化給付金給付事業」に係る経費として2億5,804万2,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に4億1,234万3,000円を追加し、予算の総額を158億1,025万6,000円とするものであります。

次に、議案第58号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。国民健康保険に係る事務処理標準システムの改修及び開発に係る経費として、歳入歳出予算の総額に849万8,000円を追加し、予算の総額を23億7,269万2,000円とするものであります。

次に、議案第59号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」であります。新型コロナウイルス感染症患者の受入態勢整備のための人工呼吸器等の購入に係る経費として、資本的収入及び支出予算の総額に2,086万円を追加し、資本的収入予定額の総額を2億6,465万8,000円とし、資本的支出予定額の総額を29億1,079万3,000円とするものであります。

次に、議案第60号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であり

ますが、県道榑引上名久井三戸線の改良工事に伴う、排水管路の移設に係る測量設計の経費として、歳入歳出予算の総額に250万円を追加し、予算の総額を2億6,550万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「工事請負契約の締結について」5件、及び「財産の取得について」2件の、合せて7件の案件を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎請願・陳情について

○議長（夏堀文孝君） 日程第5「請願・陳情について」を議題とします。

本日までに受理した陳情3件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布いたしました請願（陳情）文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、6月8日は、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時27分)

令和2年6月8日（月曜日）

第95回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第95回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月8日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 統合庁舎の開庁に向けての組織改革の課題について
2. 現在の健康福祉課の機構改革について

1番 工 藤 愛

1. このたび、採用された地域おこし協力隊について

4番 夏 堀 嘉一郎

1. コロナ禍に対する町長の考え方や気構えについて。
また、今後心配される国難について。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	4番	夏 堀 嘉一郎 君
5番	坂 本 典 男 君	6番	滝 田 勉 君
7番	西 野 耕太郎 君	8番	山 田 賢 司 君
9番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君
農林課参事	東野 成人 君	商工観光課長	元沢 清則 君
建設課長	松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市場 長	馬場 均 君
教育 長	高橋 力也 君	学務課参事	中村 貞雄 君
社会教育課参事	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里 司	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第95回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

(10番 中舘文雄君 登壇)

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

私は、今定例会に臨むに当たり、懸案でありました町の統合される庁舎の完成を望む傍ら、15年に及ぶ分庁舎による業務の執行等を顧みて、新たにスタートする庁舎の姿と課題について、また、第77回定例会でも質問しました健康福祉課の機構改革の必要性について、通告に従いまして質問してまいります。

質問に入る前に、この度の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、当町でもいち早く対策本部を立ち上げ、予防対策の取組をはじめ、町内の各種支援対策等に積極的に取組を進めている町長はじめ理事者並びに職員の皆さんにも心から慰労の念を持つものであります。

緊急事態宣言が全面解除となりましたが、新たな日常生活、新しい生活様式の趣旨を理解しつつ、私たちもまた落ち込んだ経済状況を立ち直すために、与えられた職務に全力で取り組まなけ

ればと決意するところであります。

それでは、質問に入ります。

初めに、統合庁舎の開庁に向けての組織改革の課題についてであります。

南部町が誕生してから15年にわたり、分庁舎方式により業務を推進してまいりましたが、統合庁舎として業務を執行していく上で、今日までの課題の改善、または町民の心の中にも改善された職場環境の姿や職員の職務に精励されている姿を期待すること等、大いにあると思います。

そこで、次のことを質問いたします。

1点目は、各種課題に対して、庁内で検討委員会の設置等、どのような対応を考えているのか、お尋ねいたします。

2点目は、福地地区、南部地区への窓口業務の運営に支所制度の設置等、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

3点目は、統合庁舎の建設とともに、町民の期待の中に職員の職務への気構えの改善も求められていると思いますが、この問題にどのような対策を考えているのか、お尋ねいたします。

4点目は、基本的には現在の組織構成を中心に配置設計となっておりますが、この機会に各課の職務分担の見直し等をする考えがないか、お尋ねいたします。

次に、健康福祉課の機構改革についてであります。

この問題は、第77回定例会でも質問した問題であります。現在の担当課の業務内容や職員数は他の担当課と対比しても比べものにならないこと、また、特別会計の担当量、担当課長の決裁金額等、職務の内容については検討の余地があるとの認識では、さきの質問の答弁でもあったと理解しております。業務の内容等、関連しており、分別には課題はあるかもしれませんが、同じフロアを利用して、各課と同じように連絡を密にして協力体制を組んでの対応は不可能ではないと思います。福祉政策の事業の推進にはさらなる改善が必要と考え、検討が進んでいるのかも含め、次のことを質問いたします。

現体制の業務内容を精査して機構改革をし、担当業務を組織改正により2課制にして取り組むべきと思いますが、改めて検討する考えがないのか、お尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答えを申し上げます。

まず、統合庁舎の開庁に向けての組織改革の各種課題に対して、庁内で検討委員会の設置等、どのように考えているのかについてのご質問ですが、現在の組織体制は南部町課設置条例及び南部町行政組織規則並びに各出先機関、施設の設置条例のほか、教育委員会等、各執行機関の規則、規程により定められております。

本年の4月の介護老人保健施設老健なんぶの民営化に伴う廃所を除き、近年実施した組織改革といたしましては、平成30年4月に課の最重要課題と位置づけている人口減少対策を効果的に推進していくため、交流推進課を新設したところであります。各種交流事業への取組の強化のほか、充実した子育て支援策と安価での販売をセットに、大変好評で、40区画中残り6区画となっているチェリータウン桜場の分譲事業など、移住・定住対策に取り組んでいるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金に関する事務に対応するため、本年5月1日付で企画財政課の課内室として特別定額給付金対策室を設置し、迅速な支給事務に当たっているところであります。

このように、日々刻々と変化する社会経済情勢やその時々々の行政課題、行政需要に柔軟に対応し、町民の皆様のご期待に応えるためには、常に組織の見直しを含めて検討することが重要であると認識しているところであり、中館文雄議員ご質問の統合庁舎の開庁を契機とした各種課題の検討につきましても必要なことでありますので、課長会議等において検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、福地地区、南部地区への窓口業務の運営に、支所制度の設置等、どのように考えているのかについてであります。当初から申し上げておりますとおり、現在の本庁舎及び南部分庁舎の窓口業務は残すこととしております。窓口の名称につきましては検討中ですが、いずれにいたしましても、町民の皆様の利便性を損なうことのないようにしてまいりたいと考えているところであります。

なお、剣吉支所につきましては、現在の業務を継続してまいります。

次に、統合庁舎の建設とともに、町民の期待の中に職員の職務への気構えの改善を求められていますが、この問題にどのように対策を考えているのかについてのご質問ですが、庁舎が新しくなったのに肝心の職員はどうなのかと言われることがないように、このようなきそ現状に満足することなく、より一層職員の資質向上に取り組まなければならないのご指摘であると受け止めております。

私が常日頃から申し上げておりますとおり、まずは挨拶を徹底し、よりよい接遇態度で良好なコミュニケーションを構築できる職員であることが求められるものであり、こうした部分を向上させることで町民の皆様の声を真摯に受け止めることができる、また町民のために一生懸命仕事をしようとする気持ちを感じていただく第一歩であると思っているところであります。

また、こうした土台の上に職務の遂行に必要な知識や技術、町民の皆様のニーズを的確に捉えられる能力などが備わるものと考えておりますので、各種研修や人事評価を通じて人材育成に努めていくことはもちろんのこと、統合庁舎建設の基本理念であります質の高い行政サービスを提供できる、高齢者から子供まで誰もが安心して集うまちづくりの拠点を具現化してまいりたいと考えております。

次に、基本的には現組織を中心に配置設計となっておりますが、この機会に各課の職務分担の見直しの検討等をする考えはないかについてでございますが、答弁の冒頭で申し上げましたとおり、組織の見直しに合わせて、職務分担につきましても課長会議等において検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、健康福祉課の業務内容を精査するとともに、機構改革、組織改正により、2課制にして担当業務に取り組むことを検討する考えはないかについてお答え申し上げます。

本質問に関連するものとしたしまして、平成29年12月の第77回南部町議会定例会におきまして、中舘文雄議員から町の福祉関係行政の推進と機構改革の必要性についてご質問をいただき、お答え申し上げたとおり、当町では保健・医療・福祉の各分野のサービスを総合的、一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進しているところであり、保健・医療・福祉の各分野の連携が早ければ早いほどその効果が一層高くなるものであるとの認識から、医療健康センター内に健康福祉課を設置し、1課制で業務を推進してきたところであります。

しかしながら、先ほど統合庁舎の開庁に向けての組織改革の課題についてでお答え申し上げたとおり、状況の変化に対応し、よりよい行政サービスを提供していくことが必要でありますので、統合庁舎の開庁を契機とする見直しに合わせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

健康医療センターが建設された際に、健康福祉課を併設して建てたわけでございますけれども、そのときにも実は1課体制を2課体制にするかという課内での議論を行いました。最終的には1課体制ということになったんですが、そのときは医療センターと健康センターが併設して、そして包括ケアに取り組んでいくということで、担当課長からも仕事分担量が結構、健康福祉課は多いものですから、中舘議員ご指摘のように、2課体制のほうがいいのではないかという議論

もいたしました。現在の課長も大変意欲的な課長でありますので、今はまだ1課体制で取り組んだほうが連携がしやすいということもあり、1課体制にしたわけですが、現在は医療センターと健康センターは年数も数年たって、ある程度の形ができてきましたので、ご指摘いただいたように、1課制、2課制、どちらもメリットとデメリットはあります。そういう中において、課長会議、また担当課長等と相談をしながら、メリット、デメリットを相互に出しながら、最終的にどちらの体制がよりよい形を取れるかということを検討して、新庁舎オープンまでには体制を整えたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今、答弁いただきましたように、全体的には課長会議等で十分に協議するという事ですから、そういったことで私も理解いたします。

一つは、この支所制度、剣吉公民館は支所長を置いて職員を置いて、あそこの公民館の管理、館長としてもやるということは、これは大変いいなと思っていましたものですから、せっかく今、統合庁舎になって、各地区に今の分庁舎を利用するのか、例えばここの地区であれば福地公民館の中に逆にそうした体制づくりをしておけば全ての今の本庁舎の利用をほかの方に出せるんじゃないかということで、私、いろいろな会合等で例えばほかの地域の集会所等を借りるって電話すると、ここはここじゃない、別なほうのここの課だというような答弁が返ってくるものがありますから、例えば福地地区でも南部地区でも、そこの地区にある、例えば支所制度であれば、そこの支所長をそこの地区の館長、ただ、前にもちょっと聞いたときに、つくるときの予算その他で農林課からもらった予算、文科省からもらった予算、国土交通省という予算によって管理の仕方、その他がいろいろと変わっていますけれども、その辺も併せて、全体にその地域地域でそこの支所長に行くと全てその地区のことが分かるというような格好のほうが何となくいいんじゃないかなと思ったものですから、剣吉地区で今やっている支所の形、できればこの本庁舎がスタートした段階で、福地地区には福地公民館を拠点にしたそういう支所制度といいますか、そういうものをつくる。南部地区は、南部公民館がいいのか、交流プラザがいいのか、ただ、南部地区の今の分庁舎は、さきに町長も資料館といいますか、歴史館のような活用も考えたいということですから、その中の一画にそうしたものを全てそこに入れるのがいいのか、いろいろ課題はあるかと思いますが、その辺を重点的に支所制度と格上げしたような形の窓口のほうがいいかなと私は思いますが、その辺ももう一度確認の再質問をさせていただきたいと思っております。

あと、3点目に質問した職員については、町長からも答弁があったように、いろんな形で研修会、講習会、また、今までであれば私も各3か所を回ると一日がかりということがあったものですから、今度は本庁舎に行くと全てそのうちの1階2階でいろんなことが用足りるということですから、町民も恐らくそういう目でフロア全体を見ると思うんです、行った人は。ですから、その辺があったものですから、今までと違った緊張感を持った職務といたしますか、服装から何から、恐らく町民はここの課はこうだ、ここの課はこうだ、課によってはそこの机に座ってられない課もあると思います。ただ、そこにずっと座っている課もあると思いますけれども、その辺、全体を新しい庁舎になりますと見られるということも意識しながら、我々もそうですけれども、そういう講習、研修といたしますか、職員の気構えをつくり上げていく必要があるだろうと思いますので、その辺についてももう少し深く町長から、こういう形でやっていきたいというのがあればお聞きしたいと思います。

それから、健康福祉課の2課体制の件は、これは前にもやっつけていまして、前も町長もいろいろ検討してみたいという答弁をいただいていたけれども、たまたまその当時の課長は万能選手で、全てこなせばそれは一番理想でしょうけれども、ただ、どうしても40人以上の職員を抱えて年間というと、特別会計のその他予算というと相当な金額が担当課長のところでまず決裁をして我々に報告するという格好ですから、できれば2人の力を合わせてやって、さらに力を発揮するような保健を推進していったほうが私はいいかないかと思ひ、ぜひその辺をもう少し、担当課長も私はやれると言うかもしれませんけれども、実際に例えば学童保育から医療から全てなんですよ、保健課でやっているの。学童保育も保健課だと。今は保育園とか、昔の子供を扱う児童館ですか、そういうもの全て福祉課で担当して、今その辺はなくなっていますから、その辺は若干は楽になっているかもしれませんけれども、その代わり、福祉行政に関わるいろんな問題が相当増えていると思いますので、ぜひひとつ検討していただいて、2人を3人の力になるような課体制をつくっていただきたいと思います。もう一度その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に、福地、南部地区の窓口の関係ですけれども、内容的には現在行っている窓口でほとんどの申請書、また、その他のいろいろな手続きが窓口でできるような形を取っておりますので、まさしく新庁舎がオープンした後も支所扱いと同じ内容の業務で行っていくと。以前から申し上げておりましたが、ほとんどの町民の方々は大体窓口で用事が足ります。

8割以上はもう窓口があれば用事が足りるし、あとそれぞれ組織の役員の方々はどうしても本庁舎の課のあるところに行くということは当然あるわけですが、現在と同じように町民の方々には不便を感じないような内容の窓口業務を、福地であればこの庁舎の中に置く。ある程度管理もできるわけですし、南部庁舎においても、庁舎の1階に窓口を置きたいと考えております。

併せて福地本庁舎の活用、また南部分庁舎の活用、以前にも議員の皆様にも構想は話をしておりますけれども、福地本庁舎においてはできるだけ、いわゆる新しい企業を起こす方々、特にコロナの影響で決して東京じゃなくても仕事ができる、そういう考え方が以前よりも今増してきております。そういう方々も含め、また地元の方々も含め、そんなにスペースが要らないわけですので、特にコンピューター関係の仕事の方々、そういう方々に呼びかけて、今年の夏頃にはこの施設を見学させていただいて、そして取りまとめをしまいたい。賃貸のほうも低額で貸出しをしたいなと思ってございます。

また、南部庁舎につきましては、いわゆる博物館的な活用、まさに聖寿寺館跡、発掘されてきた貴重なものが今はほとんどが旧相内小学校の建物の中に保存されていると。一部は展示されておりますけれども、そういう部分も含めながら、決して発掘だけではない、3庁舎の中には様々な方々からいただいた絵画等もたくさんございます。そういうのも展示できる、そういう活用をしまいたいと考えているところであります。

次に、職員への対応ですが、私がいつも職員にも申し上げているのは、建物が新しくなっても職員自体が変わっていかないと全く意味がない。だから、しっかりするのは職員の、今までも職員はもう耳にたこができるぐらい、接遇に関しては、私が就任してから14年間言い続けてきておりますので、ただ、まだまだ、何回言ってもできていない職員もいるなと思っております。ここは自分自身の指導の部分も反省しながら、しっかりと全職員が町民の福祉向上のために我々は仕事をしている立場なんだということを改めて忘れないで職務に専念して、町民の方々から職員も頑張っているなど、対応がよくなったなど言ってもらえるような形を、現在もそういう形で職員に話をしているわけですが、さらに新庁舎、1つの庁舎で今度は仕事する中において、まさに再スタートの大事なスタートになってくると思いますので、再度気を引き締めながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、健康福祉課の1課、2課制でございますけれども、先ほどもちょっと触れましたが、本人、課長は照れるかもしれませんが。現在の福祉課長が相談したときに、1課、2課になるとまたデメリットという、また連携という部分で今はちょっと1課でもいいんじゃないですかと、いや仕事量はかなりあるから負担も多いぞと、そういう中でももう少し1課で、自らがそういう発

言もしてくれましたので、じゃあまず1課でいこうという形を取らせていただきました。

先ほども言いました、年数も少したってきて、ある程度、その場合に2課制度が今の健康センターに2課がいいのか、もう既に我々は議論しております。2課にする場合でも、健康づくり部分は本庁舎がいいのか、そういう部分もしっかりと課長会議等で議論をしながら、どちらが、2課にするにしても健康センター内に2課がいいのか、1課ずつ、健康センターと福祉部門と健康づくりを分けた庁舎でいいのか、そのときになったときには連携がどうなるか、様々な、1課制、2課制でメリット、デメリットが出てきますので、先ほども申し上げました。そういう部分を両方出してみても、最終的にどっちがいいのかということ判断してまいりたいと思っておりますので、そのときはまた議員の皆さんからもご理解をいただければなと思っております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中館文雄君。

○10番（中館文雄君） 一つ、公民館にも正式な職員と、今は呼び方が変わって、昔は臨時職員、臨時職員と言っていましたが、そういう形で今、福地にいます。南部にもそういう職員。剣吉は一応、館長以下、兼務した職員もいると。その辺、公民館は別扱いにするのか、それとも支所というか、1つの拠点になった場合にそこで全部見られるように、私はそっちのほうが、わざわざ分けておく必要性があって今のところは分けて置いているんだと思いますけれども、せっかく各地区に窓口業務をやる整理するとき、その辺を兼務できるような体制、組織というか、職員配置のほうが良いような気がして見ていたものですから、その辺については何か特別な理由があって公民館職員というのを配置しているのか、その辺、もう一回、最後、そこら辺をお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 中館議員も最初の質問のときに言っていましたが、まずは管轄の問題があります。教育委員会管轄は町長部局と離れております関係、それから窓口に来る方々と公民館に来る町民は全く違う、活用する方々と申請に来る方々とありますので、ただ、今、仮に公民館の事務を庁舎の窓口にした場合に、当然その分の職員は増やさなければなりません。というのは、公民館を活用するとき、必ず職員は窓口だけでなく、施錠の問題とか、様々な部分で公民館にやっぱり行くわけですので、そうなったときに果たしてその形のほうが利用しやすいのか、逆に分けたほうが利用する方々はしやすい、こういう部分もあると思っておりますので、今、中館議員から

ご質問いただいたようなことも含めながら、どっちの体制がいいかというのを考えてまいりたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

次に、1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） 質問に入ります前に、行政の皆様へ一言御礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染症に関する対応では、「今困っている人に、今必要な支援を」の町長のお言葉どおり、迅速な対応が取られております。町民の一人として御礼申し上げます。

また、今年度スタートいたしました「びよすくーぽん」に代表される当町での子育て支援策は絶えず前進しています。私も同世代、次世代に当町の取組を発信していく所存です。

それでは、質問に入らせていただきます。

この度採用された地域おこし協力隊についてです。

地域おこし協力隊の活動が一定の成果を挙げるためには、協力隊員、行政、地域が同じ課題意識を持って解決に向けて活動していくことが重要と考えます。3者が課題を的確に捉え、協働関係を築くために、次のような視点が必要ではないでしょうか。

まず、課題認識です。5月に発行された広報なんぶちょうで隊員が紹介されました。活動内容は4つです。1つ目、外国人への日本語教室の運営活動。2つ目、国際交流センターでのソフト事業の支援・構築活動。3つ目、異文化交流の支援。4つ目、町内への定住に向けた活動。以上です。

ここで示された活動内容は、当町の課題解決の手段です。町民が知りたいのは、何のために、当町にはどんな課題があって、地域おこし協力隊を採用したのかということです。

では、町内にはどのような外国人が暮らしているのでしょうか。町内には留学生のほか、職務として暮らしている方、日本人の伴侶として暮らしている方など、その目的や年齢も様々です。もし導入目的が活動内容4つ目にあるような町内への定住、このことなのであれば、留学生や実習生、そして今後新たに入国する方たちがその活動の対象になるものと思われまます。既にいる方たちに続いて、今後さらに入国を促すための施策はあるのでしょうか。

また、当町では、平成25年から27年の3年間、2名の隊員を採用した実績があります。文化や言葉が異なる地域で暮らすことは、見えないところに苦労や努力があるものと想像されます。前

回の採用経験から見えた課題や反省点を振り返ることで、地域を挙げて彼女の生活をサポートできたらと考えています。

協力隊員は、最長3年間という限られた時間の中で成果を挙げなくてはなりません。制度の目的である期間満了後の定住、地域の活性化をぜひ実現していきたいと考えます。

以上を踏まえまして、次の点についてご質問いたします。

1点目、当町の外国人に関する課題認識はどのようなもののでしょうか。その課題を協力隊の活動によってどのように解決を目指すのでしょうか。

2点目、入国の後押しをする当町の施策について、現状と今後の動きはどのようなものなのでしょうか。

3点目、前回の協力隊受入れ経験から見えた課題と、今後に生かす方策をどのようにお考えでしょうか。

以上3点について、町長並びに交流推進課長の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

この度の採用された地域おこし協力隊について、まず、当町の外国人に関する課題認識とその課題を協力隊の活動によってどのように解決を目指すかについてのご質問であります。平成30年12月の第84回南部町議会定例会において、久保利樹議員からの外国人技能実習生の受入れについてのご質問に、労働力不足は町の全産業の喫緊の課題であることから、外国人労働者受入れについて今後町としてできることを検討していくこと、また受入れに当たって予想される課題については、言葉や文化、生活習慣の違いなど、外国人に対するメンタルケアが大変重要になってくるとお答え申し上げたところであります。

また、国では昨年4月に新たに特定技能制度を創設し、労働力不足が深刻な産業分野において一定の専門性や技能を有する即戦力となる外国人の受入れが開始されているところであります。

当町においても、人口減少とともに超高齢化社会への人口動態が変化していく中で、高齢者の増加に伴う介護サービスの需要の増加や農業従事者などの高齢化による労働力不足はますます顕在化し、外国人労働者数は増えていくものと考えております。

4月1日現在、当町の外国人登録者数は40名で、そのうち製造業や介護事業の分野で滞留され

ている方は8名となっているほか、八戸市などに登録し、町内の企業に在籍している方も12名おり、これらの企業においては今後も外国人労働者を増やしていく予定であると伺っているところでもあります。

また、当町に在住、勤務している外国人労働者の方々は勤務先と宿泊先との往復が主であり、日本語での会話が難しいことなどにより地域内での交流が希薄となっているほか、外国人同士で集まり、コミュニケーションが取れる場所もないと伺っておりましたので、昨年度、近隣市町村に先駆け、町内並びに周辺地域在住外国人の方々を多方面で支援していくための拠点施設として国際交流センターを整備したところでもあります。

なお、国際交流センターについては、当初、6月1日の開設を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期することとしたため、今後の感染状況を注視し、開設日を決定したいと考えております。

国際交流センターにおいては、まずは生活していく上で最も大きな障害となっている言葉の壁を取り除くことが最重要課題であると認識しておりますので、日本語教室を開催するほか、地域における生活習慣、メンタルケアなどについて支援していきたいと考え、今回、地域おこし協力隊制度を活用し、外国人に日本語を教える専門の能力を持つ方を採用したところでもあります。

地域おこし協力隊には、日本語教室の運営や多文化共生、国際交流事業などの支援のほか、地域住民、外国人受入事業所などの方々と連携を密に協力体制を構築し、外国人の方々が町民と同じように暮らしやすく、イベントなどにも参加しやすい環境づくりを目指し、活動していただくこととしております。

次に、入国の後押しをする当町の施策について、現状と今後の動きについてであります。先ほども申し上げましたとおり、国際交流センターを拠点とし、当町で安心して暮らせる地域社会との共生を後押しできる様々な支援事業を展開していくとともに、外国人受入事業者などに対し、空き家などを積極的に確保し、情報提供していきたいと考えております。

また、これまで人口減少対策の一環として、連携協力協定を締結している八戸学院大学と留学生の町内事業所などへ受入れについても検討してきており、現在、人手不足が深刻な介護分野において外国人の労働力による担い手不足の解消を目指し、介護福祉学科留学生の受入れを町内の福祉法人に対し、ご案内しているところでもあります。

なお、この事業に対する町の支援策は、留学生受入れ時の生活拠点先として旧名川病院医師住宅2棟を確保しており、このほかの支援についても今後事業者からの要望などを踏まえ、検討していくこととしております。

最後に、前回の協力隊受入れ経験から見えた課題と今後に生かす方策についてであります。これまで平成25年度から平成28年度までの3年間、グリーンツーリズムを通じた交流、地域づくりを目的とし、2名の協力隊員を採用し、活動いただいておりますが、隊員からは活動内容が広範囲だったことから、任期満了後のなりわいを絞り切れず、定住につなげることが難しいなどの意見がございました。このことから、今回募集するに当たり、活動内容を明確なものに絞り、専門的な知識を持った方を募集し、定住、定着にもつなげやすい活動内容としたところであります。

今後も地域おこし協力隊制度を活用する際は、当町の現状や課題、活動内容の方向性を明確化した上で、専門的な知識、資格などを有する人材を募集し、当町が抱える課題の解決を図るとともに、隊員が任期満了後も当町の一員として定住、定着いただけるよう、生活環境面においてもしっかりサポートしてまいりたいと考えてございますので、議員各位にもご理解をいただきながら、地域おこし協力隊員がやりがいを持って、そしてまた3年後に当町で自分がまた新しいチャレンジをしていきたいと、そういうことを見つけていただきながら、3年間は国の制度の支給がありますけれども、その後は当然本人がまた当町で様々な部分をやっていきたいという場合においては当然町の独自支援というのも考えながら、できれば当町で移住まで考えていただければ一番よろしいんですけれども、本人の考えもあるでしょうから、ただ、そういう気持ちになれるような環境づくりは町としても大事であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございます。

最後に町長から2点、方向性を明確化して共有していかなければいけない、そして彼女自身の定住も目指していくんだと、はっきりとした姿勢を示していただきことに本当に感謝申し上げます。

やはり定住を目指すか目指さないのか、受け入れる側がはっきりしているかどうかというのは来る人にとってとても安心材料になると思いますので、ぜひその姿勢を皆さん共有していけたらと思っています。

では、再質問です。

まず、1点目の課題の認識のところ、労働力不足の解消というお話がありました。とても共感しております。ただ、当町では今後農業分野の人材不足、労働力不足というのがかなり深刻化、

もう既に行っていることかと思いますが、この分野において外国人がまだ働いている実績というのはあまり耳にしないのですが、実績があるのか。もし実績がないとしたら、どのような点で課題があるとお考えなのか、教えてください。

そしてもう一点ですが、入国の支援ということで、八戸学院大学さんとも連携をしながら留学生の入国を進めていくということです。旧医師住宅を活用するというお話がありましたけれども、まず、学校までも結構な距離もあるわけですね。30分程度ですかね、かかると思うんですけども、車でも。家賃、交通費、その他、どの程度の支援を考えていらっしゃるのか、もし現時点で検討している内容がありましたらお知らせください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） まず、1点目の農業関係の労働者不足のほうについてでございますが、現在のところ、外国人労働者の数は把握してございません。また、今後の外国人受け入れについては、今のところは役場のほうではまだ何もやっておりません。

次の入国支援になりますが、八戸学院大学さんとの関係で、まず交通、こちらのほうはスクールバスを出していただけるというお話はいただいております。また、生活の支援といたしましては、家賃を今のところは免除、その他については先ほど町長が答弁しておりますとおり、今後事業者の皆様とお話しして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） ちょっと私から補足を1点させていただきますが、労働力不足、農業関係ですけれども、先ほども久保利樹議員からも前回質問があったときに、今そういう取組をしようとしている、これは東京のほうの会社ですけれども、商工会さん、農業とはまたかけ離れるんでしょうけれども、いろいろな部分で打合せ、検討はしていると伺っております。何とかその部分を様々な課題をクリアして、農業の労働者不足を解消できないかということで、全く取組がないという状況ではなくて、内々では今取組をしていると。具体的にはまだ決まっている部分はありませんので、今はまだどういう形でというのは私自身も申し上げられないんですけども、

ある程度の方向性もまた見えてきて、議員の皆さんにもこういう形でというふうにお話しできる時期が来ましたら、しっかりそういう情報をまた提供してまいりたいと。町のほうもその外国人労働者の方に対する町としての優遇措置というのもしっかりと行いながら、何とか実現してもらえればなと思っておりますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

農業分野についても取組の姿勢があるということで、議員の一人としても様々情報をいただきながら、協力できるところはしていきたいなと思っております。

あと外国人の支援についてご質問ですけれども、確認ですが、こちらは当町の外国人に関する支援ということで、既に定住している日本人の伴侶となられた方、もしくは昔伴侶になって永住権を持っておられる方に対しても同じように支援をしていくその対象であると理解しているのかどうかということ。

そして、外国人が今職場と自宅の行き来にとどまっているというお話がありましたけれども、その一因として、彼女たちはスマートフォンを持っているんですけれども、Wi-Fi環境があれば通信料を払わずに周りとの交流ができるわけなんですよね。ですけれども、そのWi-Fi環境がないと自分で通信費をどんどん払っていかなくちゃいけないということで、そこも非常に障壁になっているのではないかと。これは定住する外国人に限らず、今後、観光が再興していった場合においても同じことが言えるのではないかとと思うんですが、その点に関して、Wi-Fi環境の整備に関して、何か外国人に特化したような取組、もしくはそうでなくても拡充の見込みがあるのかどうか、教えてください。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） まず、1点目の永住している方についてですが、こちらも外国人労働者だけということじゃなく、全ての外国人の方を対象として日本語教室、また交流活動などについても案内していきたいと考えております。

次のWi-Fiについてですが、こちらのほうは先ほどお話しした旧医師住宅のほうには完備

しております。また、国際交流センターのほうにもWi-Fiの設備は整えておりますので、来町したときは使っていただけるような体制は整えております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

（午前10時54分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（4番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） 最後の質問となりました。どうぞよろしく願いたします。

それでは、さきに通告しておりました次の件について質問いたします。

コロナ禍に対する町長の考え方や気構えについて、また、今後心配される国難について伺いたいと思います。

青森県にも緊急事態宣言が発令されて約1か月半になりますが、全事業者や学生に対する支援など、当町の経済対策のスピード感は群を抜いており、少しでも早く町民の不安を払拭しようとしている頑張りに敬意を表したいと思います。また、医療従事者や止めることのできないインフラ関係の仕事に勤務されている方々などに対しましても、同様に感謝を申し上げたいと思います。

「今困っている人を今支援する」先日の全協で説明がありましたが、町長を指揮者とした当町におけるそのスピード感はこのコロナ問題を打破する上で最も大切なことであり、的確な政治決断と実行力が今後もより必要になるものと思われます。そしてまた、そのスピード感を持って続々と支援策を講じていく説明も受けましたので、大きな期待を寄せているところでございます。

さて、青森県ではそのコロナ対策の一環として、知事や県議会議員の報酬の削減を早い段階で決行しておりますが、同様の対策を決行している市町村も増えてきております。町長や議員各位はこの流れをどのように捉えていますでしょうか。

私は後程、議会のほうに議員報酬削減を提案しようと考えておりますが、町長ご自身の報酬削減についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

ひょっとしたら、5月5日、こどもの日に町内の飲食店で開催された会談は、それらを協議するためのものだったのでしょうか。この状況下で緊急、スピード感を要する会談とするならば、コロナ問題以外は考えられませんし、当町出身の県議会議員もそれに参加していたようでしたので、町長や議長や前議長並びにその他数名の町議の方々は県の情報が必要であったがために県議会議員をご案内して協議されたことかと思えます。

ただ、それを見かけた地域住民から、しっかりと3密を守ってアルコールを控えた会議をしてほしかったという声が残念ながら上がっておりました。また、よりによって、こどもの日に桜を見る会ってと、やゆする声も上がっております。

また、その週は全国の緊急事態宣言中であり、コロナ感染者の最大のピークのため、国全体で外出を自粛しなければならない強化期間でございましたけれども、飲食店やサービス業などの支援のために来店したという、一般人の立場としてはその心意気を理解することはできますが、その首脳陣に期待していることはそれじゃないことだけは誰しものが否めないものと思えます。

今困っている人を今支援するために、そのスピード感が必要なのであれば、町長や議員の報酬をまずは自らが削減し、その覚悟を持った姿勢で町民を支援していくことが筋道であり、また、我々は今こそ、今だからこそ、その姿勢を町民の前で表さなければならない立場であると考えます。

次に、6月の梅雨時期に入りまして、さらにはこれから本格的な台風シーズンを迎えます。また、震度4以上の地震も相変わらず全国的に頻発している昨今ですが、これらの自然災害がこのコロナ禍中で起きてしまった場合の当町の対策についてどのように考えているか、伺います。

そしてまた、今回のコロナ禍は全世界で猛威を振るい、世界的な経済危機などを招く最悪な異常事態となっておりますが、日本もこれと同様に国難に見舞われています。その国難が予期せぬ形で今後また再来した場合でも責任と覚悟を持って町長にはかじを取っていただきたいと思っておりますが、町民の命と暮らしを守るための気構えを伺いたいと思います。

最後、まとめとなりますが、全国に発令された緊急事態宣言中の5月5日、町長は議長や前議長と数名の町議、そして地元県議会議員の首脳陣と酒食を共にしながら、県の報酬の削減状況や

コロナ禍対策のためにスピード会談されたと思われませんが、その後の町長の考え方や気構えを伺います。

そして、このコロナ禍中に自然災害が襲ってきた場合、さらには今後の予想し得ない国難について、町長の考えについて伺います。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員にお答え申し上げます。

まず、コロナ禍に対する考え方についてのご質問であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、最前線に対応に当たられている医療関係者の皆様や介護福祉施設、その他の関係者の皆様には改めて感謝を申し上げます。

町では国や県と足並みをそろえ、南部町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止に全庁を挙げて取り組んできたところであります。県内でも3月上旬から様々な活動が自粛され、町内の経済活動にもマイナスの影響が出ている中で、議員各位からもご理解とご協力をいただき、今困っている方々を今支援するという意識を全職員が共有して、町独自の各種支援策を実行してまいりました。

さらには、これからどんな方にどんな支援が必要となってくるのか、スピード感を持ち、町としてどのような支援をしていくべきかを全庁で想定した中で、第3弾の町独自の支援策として、農畜産業への先行型持続化給付金を補正予算に計上したところであります。

私は新型コロナウイルス感染症対策に限らず、全ての施策を行っていく上で一歩先を読むことを意識しております。決断力と職員に対する指導力、そして実行力が重要であり、この3つの力が早い対応につながると考えております。

今後は引き続き感染拡大防止に万全を期すことが最前提ではありますが、本当の意味でコロナウイルスに勝つためには、経済活動の力強い回復が重要になると考えております。

町内には国の特別定額給付金や町独自の支援金など、合わせて約20億円が既に給付されております。これらの給付金をいかに町内で消費していただくかが地域経済の循環と回復につながるものだと思いますので、議員並びに町民の皆様にもご理解をいただき、積極的な地元消費を呼びかけてまいりたいと考えているところであります。

報酬削減策のご質問がありましたが、私は議員と考えが違う考えを持っておりまして、よく考

えていただきたいのは、国が給付金1人10万円給付しました。これはゼロ歳の方も10万円、100歳の方、うちから出られない方にも10万円という1人当たりになると高額の給付金が支給されたと思います。そういう国では一方一人一人に給付を提供している、そういうときに私を含めながら議員、一方では削減をするということは私は違うのではないかなど。逆にそういう給付金を活用して、地元経済の回復に私はつなげていかなければならない。もちろんこれはコロナ対策をしっかりと行った上で、これから町民の方々も有効な活用をしていくことが逆にコロナに負けない地域経済が継続していける、こういう形をつくれるのではないかなど思っています。

それぞれ自治体においても報酬削減しているところがあります。私は当然別な部分、また様々町で課題が起こったとき、また一つの職員等の仕事上のミスが発覚したとき、そういうときは長として、これは今までも自らの削減を行ってきたことがあります。ただ、今回は私は報酬を削減することが果たして、一方では国で給付金を支給しているときに、一方では削減するというのは私は違う。これはあくまでも私の個人の考えでございます。そういうことで、6月号の広報にも町民の方々に私の名でもって町民の消費をお願いしたい、そういう文面を6月広報に掲載させていただきました。

私は、議員は議員として議論は当然議員の皆さんとすることは結構だと思っておりますし、その中で議員の皆さんがどういう方向を自分たちがしていくのか、これはもう議員の皆さんで議会として議論することは何も異論はございませんし、ただ、私は私の報酬、副町長、また職員の給料の削減については、職員にもはっきり課長会議で申しております。今回について、今申し上げた理由によって削減をする考えは持っていないということを課長会議でも伝えております。

次に、今後の心配される国難についてのご質問でございますが、まず専門家からも指摘されている感染爆発の第2波の発生が危惧されるところであります。また、経済の悪化による企業の大量倒産、リストラなどによる失業者の大量発生、新型コロナウイルス関連以外といたしましては、人口減少の加速による経済の縮小や社会保障不安、近年、大規模化している自然災害や異常気象による農作物への影響などが考えられるのではないのでしょうか。

また、恐らく今年の秋以降には、新型コロナウイルスの感染なのか、通常の今までのインフルエンザなのか、これを判断するのが非常に困難になってくると思っております。既に病院事務長にはそういう病院としての新型コロナウイルスの感染なのか、インフルエンザか、その対応をどういうふうにすればいいかというのを今の段階で院長と相談して進めておいてくれということも指示してございます。

また、自然災害においては、全くこれはいつ来るか、まさしく分からないわけでございます。私どもの当町は馬淵川含めながら、水害含めて、回数が多い地域でございますので、他の町村よりは災害に対する職員の認識、取組というのは私は非常に高い能力を持っていると思っておりますので、自然災害というのも常に頭に入れながら、そしてまたコロナ対策を拡大しないような取組ということをしていかなければならないものと考えております。

どのような問題が起きたとしても、国や県と協力しながら、町として町民のためにできることは何かを常に考え、議員各位のご指導、ご理解を得ながら一丸となって乗り越えていく所存でありますので、今後ともご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 1点目ですけれども、町長の報酬の削減ということで、考えていないという答弁でしたけれども、私は政治家としての考え方や姿勢、心得というものをうまく届け切れなかったのか、また、町長には別の考えがあるみたいですので、そういった結果になって非常に残念でございます。議会のほうは私のほうから提案してみたいと思います。

先ほども、質問になるかどうか分かりませんが、10万円を家から出られない人へという話をされましたけれども、町長は外に出てよろしいということではないのでしょうか。ちょっと意味が分からなかったので質問いたします。

2番目ですけれども、全国民でコロナウイルスに立ち向かったゴールデンウィーク中のこどもの日ですけれども、3密を回避することなく、アルコールを召し上がってスピード会談しなければならなかったのはコロナ対策のためだと思うんですけれども、この会談自体も極めて不誠実なものであると思いますけれども、これ以外のテーマの会談となれば、より事が重大であると捉えています、いかがでしょうか。

そして、そのスピード会談を開催してコロナ禍に対しての考え方や気構えはどうなったのか、再度伺いたいと思います。

3つ目といたしまして、町長からも答弁がありましたけれども、コロナ禍において当町が危惧している台風時の洪水災害が起きた場合の対応について、担当者からも伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 夏堀嘉一郎議員に申し上げます。家から出る出ないという質問と5月5

日の飲食に関する質問は通告外です。しかも個人的なことでもありますので、これは質問として却下します。

それ以外の質問について答弁をお願いします。町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどゼロ歳の方も10万円、100歳の方も10万円、これは決して私が出てもいい、そういう言い方をしたつもりはございません。私が言いたかったのは、一方ではそういう方々にも国で10万円給付していますよ、そういう部分で一方では給付しているときに、嘉一郎議員はいただいたかどうか分かりませんが、それぞれいただいた、私はいただきました。そしてまた、地域経済のために活用しようという考えでもって使わせてもいただいております。一方ではそういう給付で支給しているときに、一方では削減をするというのは、私は国と自治体が報酬カットするというのはちょっと矛盾している部分があるのではないかなと思って、先ほど100歳という方々ももらっているということだけをただ言ったことでもありますので、そこは誤解のないようにひとつお願い申し上げたいと思います。

いずれにしても、それぞれの考えがあるわけでございます。自治体も削減、カットしたところは新聞に報道として出るわけでありましてけれども、私も今まで新聞を読んできた中では削減、カットの自治体は少ないだろうと。これから今回の6月議会でするところも新たに出てくるかもしれませんけれども、決して当町、また私の考え方が突出している考えではないと。これはもうそれぞれの考え方があるわけでございますので、その中で決定をしていく。そこをまた町民の皆様にもご理解をいただく。なぜカットをしないのか、一言だけで、ただ町長はする考えを持っている、しないじゃないんです。そこには今言った理由があるから。この理由というのもしっかり言っていたきたいなと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、災害時の避難所の関係でございますが、これから梅雨の時期が入ってきます。梅雨、台風等の出水期におきましては、まずは命を守る行動を取っていただくということが重要でございますので、そのことは新型コロナウイルス感染症が拡大しているこの現状であっても変わるものではないと考えております。また、町民の皆様には避難勧告等が発令された際には、何はともあれ、ちゅうちょなく避難行動を開始していただきたいと考えております。

その上でですが、新しい取組といたしまして、避難所が過密状態になることを防ぐために、安全確保できるような近隣の親戚や知人宅への避難も事前に検討していただく。また、そのようなことの検討を促す。そして、避難所においては、避難者同士で十分な距離を取るような形で、あとは可能な範囲で自分が持ってくるもの、例えば今でありますと、当然備えてあるんですが、マスクでありますとか体温計等、可能な範囲で持参していくことなどをお願いしたいと考えておりました、これはもう既にホームページでは流しておりますが、今後、広報等を通じまして、さらにこのようなことのお願いもしてまいりたいと考えております。

現在、避難所は、明確なガイドラインというのをごさいませんが、1人当たり2平米というのが大体どこの町村でもそのぐらいの計算をしております。コロナの関係で、様々なご意見がございしますが、6平米程度に広げるというお話もございします。そうしますと、単純に言いましても3分の1になるわけなんです、収容できる人数が。そういうこともありまして、もう既に関係課で集まって話をしているんですが、今、避難所を実際何かあったときに開くのは大体3か所か4か所でございます。これを倍程度に拡大した形で避難所を対応していきたいと考えております。

また、そのほか、段ボールベッドも大分コロナウイルスには有効ではないかと言われておりました、多少在庫がございします。これらの活用も含めて、また検討していきたいと思っておりますし、あと発熱者用の専用スペース、そして重ならないような動線の確保等々、様々、避難所運営にはこれまでとは違う考え方が要求されていますので、それはもう既に担当課のほうで関係職員が集まって現在検討して、実際の避難があったときのために、もしものときのために備えているのが現状でございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） ちょっと分からないので議長に質問いたしますけれども、先ほどの会食の件ですけれども、この話というのは町民からのお話です。目撃者としてですね。どういった会談をしているのかと。コロナウイルスの全国的に自粛している最中にですね。しかも、町の首脳陣、議員、そして町長、また県会議員が集まって何を話ししていたのかなという話は……

○議長（夏堀文孝君） 夏堀嘉一郎君に話します。これは通告外の質問です。町長の考え方ということは、町政での考え方です。個人的な考え方ではありませんので、その点はしっかりと勘違

いしないようにしてください。個人的なことを質問する場ではございません。

○4番（夏堀嘉一郎君） 私の考えじゃないですけどね、個人的な。

○議長（夏堀文孝君） 一般質問ですので、数人の町民の個別な話ということではないと思えます。納得いかないのであれば退室させますよ。

○4番（夏堀嘉一郎君） 終わります。

○議長（夏堀文孝君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月9日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時38分）

令和2年6月9日（火曜日）

第95回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第95回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年6月9日（火）午前10時開議

- 第 1 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 第 2 報告第12号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(昼ノ前・名久井
小学校線道路改良工事))
- 第 3 報告第13号 令和元年度南部町一般会計継続費繰越計算書について
- 第 4 報告第14号 令和元年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第15号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に
ついて
- 第 6 報告第16号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 7 議案第50号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第51号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第52号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第53号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第54号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第55号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第56号 南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第57号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 第 15 議案第58号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 16 議案第59号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 17 議案第60号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 18 常任委員会報告

第 19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

第 20 議員派遣の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第61号 工事請負契約の締結について（新庁舎車庫・倉庫建設工事）

追加第 3 議案第62号 工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備 1 号工事）

追加第 4 議案第63号 工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備 2 号工事）

追加第 5 議案第64号 工事請負契約の締結について

（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）

追加第 6 議案第65号 工事請負契約の締結について（埜渡消防拠点施設建設工事）

追加第 7 議案第66号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

追加第 8 議案第67号 財産の取得について（カラーインクジェット複合機）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君

総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金野 貢 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税務課長	下井田 耕一 君
住民生活課長	岩間 雅之 君	健康福祉課参事	福田 勉 君
農林課参事	東野 成人 君	商工観光課長	元沢 清則 君
建設課長	松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市場長	馬場 均 君
教育長	高橋 力也 君	学務課参事	中村 貞雄 君
社会教育課参事	佐々木 高弘 君	農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里 司	班 長	小林 京子
総括主査	坂本 裕昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより、第95回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第11号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の1ページをお開き願います。報告第11号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」ご説明いたします。

南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。専決年月日は、令和2年5月13日、事故の内容は、3月20日午前9時14分頃、本庁舎駐車場において、駐車していた南部町在住男性の自家用車に、強風のため本庁舎外壁から町章が落下した事故について、相手方の損害のうちの100%、58万3,806円を損害賠償の額と定め和解するものであります。

なお、損害賠償については全国総合賠償補償保険で対応してございます。以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第12号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の2ページをお開き願います。

報告第12号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事））」ご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。専決年月日は、令和2年5月19日。工事名は、昼ノ前・名久井小学校線道路改良工事。工事場所は、南部町大字平地内。契約の相手方は、南部町大字高瀬字上宮野24番地1、株式会社四戸興業、代表取締役、四戸肇。変更前の請負代金8,207万9,800円に請負代金の4.77%となる391万8,200円を追加するものであります。変更内容の主なものは、L型擁壁の撤去及び設置に要する費用の増額、埋設等工作物の撤去・処分費の追加、水道管の布設替え費用の追加、その他現地精査による増額、などとなっております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第3、報告第13号「令和元年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

報告第13号「令和元年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

（「11ページですよね」の声あり）議案書の11ページでございます。報告第13号「令和元年度南部町一般会計継続費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由記載のとおり、継続費を設定しております統合庁舎建設事業の令和元年度事業費のうち、令和2年度に繰り越しする経費が確定しましたので繰越計算書により報告させていただくものでございます。

13ページをお開き願います。2款1項統合庁舎建設事業に係る令和元年度継続費予算現額8億1,219万1,000円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費5億4,995万1,000円を翌年度に繰越するもので、財源としまして地方債3億7,120万円、及び一般財源1億7,875万1,000円を充てております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第4、報告第14号「令和元年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

報告第14号「令和元年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明申し上げます。

報告理由記載のとおり、令和元年度南部町一般会計について令和2年度に繰り越す経費が確定しましたので、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

17ページをお開き願います。まず、2款1項統合庁舎建設事業は、統合庁舎連絡道路整備に係る事業費の一部5,418万4,000円を繰り越すもので、特定財源として地方債を充てております。同じく、下水道事業債元利償還基金事業は、報告第15号で説明をさせていただきます公共下水道事業の繰り越しに伴いまして、基金積立の経費310万円を繰り越すもので、特定財源として県補助金を充てております。3款1項地域密着型施設整備事業は、事業費全額3,840万円を繰り越すもので、特定財源として県補助金を充てております。4款2項葬祭場整備事業は、三戸地区環境整備事務組合が行う葬祭場建設事業への負担金の一部5,740万3,000円を繰り越すもので、特定財源として地方債を充てております。7款1項商工費は、観光PR動画作成事業費165万円と、ウォータースライダー塔改修事業費2,126万3,000円を繰り越すもので、全額一般財源が充てられております。8款2項町道整備事業は、町道下夕町長尾下線、町道前田大坊線、町道虎渡広場線の3路線に係る事業費の一部1億8,400万を繰り越すもので、特定財源として国庫補助金及び地方債を充てております。11款1項農地等災害復旧事業は、全事業費2,467万円を繰り越すもので、特定財源として県補助金及び受益者分担金を充てております。以上の事業により翌年度繰越額の合計は3億8,467万円となり、その財源として右側に記載のとおり、特定財源及び一般財源をそれぞれ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

これで、報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第5、報告第15号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案書の19ページをお開き願います。

報告第15号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明いたします。

報告理由に記載のとおり、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計の公共下水道事業の事業費の繰越について、繰越計算書により報告させていただくものであります。

21ページをお開き願います。繰越計算書についてご説明いたします。2款1項公共下水道建設費の公共下水道整備事業2,888万円を令和2年度へ繰り越しするものであります。財源の内訳としましては、国庫支出金1,444万円、地方債1,440万円、一般財源4万円となります。2,888万円の内容は、あかね浄化センター詳細設計業務委託料となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

これで、報告第15号を終わります。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） 議案書の23ページをお開きください。

報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出し、経営状況について議会に報告するものです。

それでは、令和元年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料になりますがそちらの2ページをお開きください。

まず初めに、組織及び運営状況の1. 設立・組織の改廃状況、2. 評議員会の開催状況、3. 理事会の開催状況はご覧のとおりとなっております。

次に、2ページの下段、令和元年度事業の実施状況についてですが、3ページの1. バーデハウスふくちの（1）公益事業の水泳健康指導事業から、4ページの（10）職員研修事業の状況まではご覧のとおりとなっております。次の5ページの（11）利用者の状況ですが、利用者数は20万4,981名で、昨年と比較し3,751名の減となりました。（12）収支の状況ですが、収入9,151万6,000円、支出9,479万7,000円で328万1,000円の減となっております。

次に、アヴァンセふくちについてですが、（1）利用者の状況のうち、①利用者数は4,561名、③宴会・会合は1,589名となりました。6ページをご覧ください。（5）収支の状況では、収入2,260万8,000円、支出2,006万2,000円で254万6,000円の増となりました。

次に、屋外プールについてですが、（4）利用者数は1,462名、7ページの（6）収支の状況では、収入1万6,000円、支出158万5,000円で156万9,000円の減となっております。

次に、アイスアリーナについてですが、下段、（3）利用者数は2万9,545名、次のページをお願いいたします。（5）利用料収入は1,481万2,373円となり、（7）収支の状況では、収入1,481万2,000円、支出2,322万9,000円で、841万7,000円の減となっております。

次に、レストランの運営状況ですが、レストランの飲食の提供は1万7,794名、宿泊食事提供は7,096名、宴会への提供は172件、子供会、老人クラブ等への提供は79件となっております。

(3) 収支の状況では、収入4,211万7,000円、支出4,617万6,000円で405万9,000円の減となっております。

続いて、資料の9ページから12ページまでは、第28期の決算報告書となりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

13ページをお開きください。こちらは、これまでご説明申し上げました施設別の収支状況ですが、一番右側の合計欄、収入は1億7,106万9,000円、支出が1億8,584万9,000円で1,478万円の減となっております。

次の15ページから19ページまでは、施設別の入館者、利用者、宿泊者の状況となります。

以上で南部町健康増進公社の経営状況について説明を終わります。よろしくお願いたします

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第16号を終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第7、議案第50号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） それでは、説明資料の3ページをご覧ください。

議案第50号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するための減免基準が示されたことに伴い、国民健康保険税を減免するため所要の改正を行うものでございます。

内容についてであります。細部は要綱で定めるものであります。ここでは国から示された基準全体の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、減免の対象となる国保税についてであります。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものと、年金からの特別徴収となるものにつきましては同期間に年金支払日が設定されているものになります。

次に、減免の対象となる世帯と減免額についてであります。主たる生計維持者がコロナウイルスに罹患し、死亡または重篤な傷病を負った場合は全額が免除となります。また、コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましても、事業等の状況により減免となるものでございます。収入減の場合の要件は3つありまして、ア．事業収入等の減収割合が3割以上であること、イ．前年の所得金額の合計額が1,000万円以下であること、ウ．事業所得等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること、であります。これら3つの要件すべてに該当したとき、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の額に応じまして、全部から10分の2の減免割合を決定し、また、世帯所得に対する事業所得の割合により減免額が決定されるものであります。計算例など、次のページに載せてありますので、適宜ご覧いただければと思います。

次に、減免に要する費用に対する財政支援についてであります。本条例改正は国が示した基準に基づくものでありますので、全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行日は公布の日といたしまして、令和2年2月1日から適用するものでございます。議案第50号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第8、議案第51号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第51号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

初めに、趣旨でございますが、デジタル手続法の施行に伴い、個人番号通知カードが廃止されたことから所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、平成27年10月から送付されております通知カードについて、やむを得ないものとして町長が認める場合を除き、再交付に際して1枚につき500円の手数料を徴収しておりましたが、デジタル手続法の施行により通知カードが廃止されることになりましたので、条例中の通知カードの再交付手数料の規定を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表は、5ページの中ほどに掲載の表のとおりでございます。

施行日は、公布の日となっております。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第9、議案第52号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の6ページをお開きください。

議案第52号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、内閣府令で定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、具体的には、特定地域型保育事業を行う者、以下「特定地域型保

育事業者」と言います。これが、当該事業対象の子どもの保育の提供が終了する3歳以降の保育のことを考慮し連携協力を行う「認定こども園・幼稚園・保育所」、以下「連携施設」と言います。これを確保することとされているところです。

今回の改正では、特定地域型保育事業者が連携施設の確保をしないことができることとして、これまでの「連携施設を確保することが著しく困難であると町長が認めるとき」のほかに、さまざまな対応策の活用によりまして「当該事業対象の子どもが3歳以降も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合」を新たに加えるものです。

新旧対照表は、6ページから7ページにかけての表のとおりです。

なお、当町におきましては、特定地域型保育事業を実施している事業者は、現時点ではございません。

施行日は、公布の日です。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第10、議案第53号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 説明資料の8ページをお開きください。

議案第53号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、具体的には、次の（1）と（2）の2点を改正するものです。

1点目の（1）ですが、家庭的保育事業等を行う者、以下「家庭的保育事業者等」と言います。これが、当該事業対象の子どもの保育の提供が終了する3歳以降の保育のことを考慮し、連携協力を行う「認定こども園・幼稚園・保育所」、以下「連携施設」と言います。これを確保することとされているところです。

今回の改正では、家庭的保育事業者等が連携施設の確保をしないことができることとして、これまでの「連携施設を確保することが著しく困難であると町長が認めるとき」のほかに、さまざまな対応策の活用により「当該事業対象の子どもの3歳以降も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合」を新たに加えるものです。

2点目の（2）ですが、居宅訪問型保育事業における保育提供につきまして、母子家庭等の乳幼児の保護者に対する事由を、これまでの「夜間及び深夜の勤務に従事する場合」のほかに、「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を新たに規定するものでございます。

新旧対照表は、9ページから10ページにかけての表のとおりです。

なお、当町におきましては、家庭的保育事業等を実施している事業者は、現時点ではございません。

施行日は、公布の日です。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第11、議案第54号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の11ページをお開きください。

議案第54号「南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、以下「基準省令」と言います、の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、本条例は放課後児童健全育成事業、学童保育のことでございます。

この設備及び運営に関する基準を定めており、基準省令に基づいて制定していることから、基準省令の一部改正に伴い所要の改正をするものです。

具体的には、放課後児童支援員の認定資格に係る研修につきまして、これまでの「都道府県知事または指定都市の長が行う研修」のほか、「中核市の長が行う研修」を新たに加えるものでございます。新旧対照表は下の表のとおりです。

施行日は、公布の日です。

以上で議案第54号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第12、議案第55号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、説明資料の12ページをお開きください。

議案第55号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

議案第55号でございますが、改正内容が大きく2つに分かれます。まず1つ目ですが、12ページからの介護保険料の軽減措置分ということで、健康福祉課の担当でございます。次に2つ目ですが、15ページをお願いします。介護保険料の減免分ということで、税務課が担当となります。

12ページにお戻りください。まず、軽減措置分から説明いたします。

趣旨でございますが、介護保険法施行令等の改正によりまして、低所得者の介護保険料の軽減強化として、第1段階から第3段階までの軽減割合を増加させるため、所要の改正を行うものです。

次に、内容でございますが、平成26年度の介護保険制度の改正によりまして、消費税増税の財源を基に、低所得者を対象とした介護保険料の軽減強化を行う仕組みが創設され、平成27年4月から実施されてきたところです。令和元年10月の消費税率10%への引上げにあわせ、さらなる軽減強化のため、令和2年4月からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施が行われるところです。

下の表の金額ですが、平成30年度及び令和元年度における第1段階から第3段階までのそれぞれの軽減後の介護保険料の年額です。完全実施される令和2年度につきましては、右端の欄の額となります。また、括弧内は、基準額を1とした場合の、基準額と比較したときのそれぞれの率となります。

具体的には14ページの表をお願いします。介護保険料の段階は区分欄にあるとおり、第1段階から第9段階までの9段階あります。中ほどの太字で示している第5段階が基準額となっております。今回の改正では、介護保険料の軽減につきまして、第1段階から第3段階までの軽減割合を増加させるもので、赤字の部分となります。

13ページにお戻りください。新旧対照表は、次のとおりです。

施行日は公布の日で、令和2年度分の保険料について適用します。ただし、令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例によります。

以上で、軽減措置分の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 税務課長。

○税務課長（下井田耕一君）　続きます、税務課関係の保険料の減免部分をご説明申し上げます。説明資料は15ページからになります。

趣旨であります、国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するための減免基準が示されたことに伴い、介護保険の第1号被保険者の保険料を減免するため、所要の改正を行うものでございます。

内容についてであります、細部は規則で定めるものであります、ここでは国から示された基準全体の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、減免の対象となる保険料についてであります、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものと、年金から特別徴収となるものにつきましては同期間に年金支払日が設定されているものになります。

次に、減免の対象となる被保険者と減免額についてであります、主たる生計維持者がコロナウイルスに罹患し、死亡または重篤な傷病を負った場合は全額が免除となります。また、コロナウイルス対策により主たる生計維持者の事業収入等が減収となった場合につきましても、所得等の状況によりまして減額減免となるものでございます。収入減の場合の要件は2つありまして、ア．事業収入等の減収割合が3割以上であること、イ．事業所得等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること、であります。これら2つの要件すべてに該当したときに、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の額に応じて全部または10分の8の減免割合を決定し、また、主たる生計維持者の合計所得と事業所得の割合により減免額が決定されるものであります。計算例などは次のページに載せてありますので、適宜ご覧いただければと思います。

次に、減免に要する費用に対する財政支援についてであります、本条例改正は国が示した基準に基づくものでありますので全額が財政支援の対象となるものでございます。

条例の施行日は公布の日といたしまして、令和2年2月1日から適用するものでございます。

議案第55号の説明は以上でございます

○議長（夏堀文孝君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第13、議案第56号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(馬場均君) 説明資料の17ページをお開き願います。

議案第56号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、卸売市場法の一部改正に伴い青森県地方卸売市場条例が令和2年6月21日に廃止されることから、所要の改正をするものです。

内容でございますが、第1条、第44条から、青森県地方卸売市場条例に関する文言を削除します。第2条は、開設者を追加し面積を削除します。第2条の2に、開設者の責務を追加します。次のページをお開き願います。第33条遅延利息の徴収は、割合を政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める割合を加算して納付、に改正します。

施行日は、令和2年6月21日です。

以上で議案第56号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第14、議案第57号「令和2年度南部町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(金野貢君) それでは、議案書の59ページをお開き願います。

議案第57号「令和2年度南部町一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に4億1,234万3,000円を追加し、予算総額を158億1,025万6,000円とするものでございます。

ページとびまして、70、71ページをお開き願います。歳出から説明をいたします。2款1項総務管理費の5目財産管理費は、南部分庁舎における新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品費47万6,000円を追加するものでございます。6目企画費は、コミュニティ助成事業について申請をしておりました事業が採択となったことから補助金170万円を追加し、特定財源として雑入に

助成金を同額計上しております。7目地方創生推進費は、整備を進めてきた国際交流センターの内装補修や外壁塗装など昨年度事業で実施できなかった整備を追加で行うため、14節工事請負費に197万7,000円を追加するものでございます。なお、特定財源欄記載の県補助金185万3,000円は当初予算に計上しておりました移住定住イベント事業が、県の元気な地域づくり支援事業補助金に採択となったことから財源補填を行うものでございます。11目情報化推進費は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、Web会議用のインターネット回線を整備するため委託料34万1,000円を追加するものでございます。中段、3款1項社会福祉費の1目社会福祉総務費は、民生委員の活動費単価見直しにより委託料に10万4,000円を追加するもので、特定財源として全額県補助金を計上しております。2目社会福祉施設費は、町の介護予防拠点施設のエアコン修繕及び下斗賀げんき館の屋根外壁塗裝修繕の経費、合わせて276万5,000円を追加するものでございます。下段、4款1項2目保健衛生施設費は、10節需用費に健康センターにおける新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品費53万1,000円、及びゆとりあの空調室外機修繕55万5,000円、13節は、ゆとりあに設置しました防犯カメラの借上料14万3,000円を追加するものでございます。

72、73ページをお開き願います。2段目、6款1項3目農業振興費は、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の経済対策第3弾「農畜産業先行型持続化給付金」として、農家に対し耕作面積等に応じまして、これまで町が行なってきた町内事業者への支援と同じく最大36万円を支給するもので、18節補助金に支援金2億5,671万円、3節から11節までは事務経費を追加するものでございます。下段、7款1項商工費の2目観光費は、今年度から実施を予定しているシェアサイクル事業に係る使用料について、歳入区分を雑入から使用料に組み替えるため財源補正を行うものでございます。3目観光施設費の14節工事請負費は、バーデハウス浄化槽の改修工事に汚泥撤去に係る経費を追加するほか、チェリリン村の自動火災報知設備等の改修費合わせて606万8,000円を追加、18節は、新型コロナウイルス感染症により売上が減少しているバーデパークの指定管理者である健康増進公社に対する追加の支援として補助金824万1,000円を追加するものでございます。

74、75ページをお開き願います。10款教育費の上段、1項2目事務局費は、学校情報通信ネットワーク環境整備事業、いわゆるGIGAスクール事業として、町内全小中学校へのネットワーク整備費及び全児童生徒教員用のタブレット端末購入経費など、合わせて1億2,940万8,000円を追加するもので、財源として国庫補助金6,619万4,000円及び地域振興基金繰入金5,248万6,000円を計上しております。中段、2項小学校費は、当初予算に計上していた小学校プログラミング教育ソフト購入費に不足が生じる見込みであることから113万1,000円を追加するものでございま

す。下段、7項1目給食センター管理費は、今年度全国デビューするジュノハートを学校給食で提供するため、10節需用費に40万円を追加、21節は、新型コロナウイルス感染症で学校が臨時休校したことによる食材納入業者への補償費46万1,000円を追加するもので、財源として国庫補助金34万5,000円を計上しております。

ページを戻って68、69ページをお開き願います。歳入のうち特定財源として充当されるものはただ今申し上げたとおりでございますが、このたびの補正でなお不足する財源につきましては、上段の18款2項1目財政調整基金から2億8,966万1,000円を繰り入れし対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今の歳出の中でですね、例えば、ゆとりあだとか、社会福祉施設にはエアコンその他、補修整備があがってますけれども、私のところにあるところから話が来たのがですね、学校が学力補充のために7月いっぱい授業やる、ということが前に教育長から話あったと思います。それで、はたして夏の暑いときに、そのへんの対応を教育委員会としてどういうふう考えているか分かりますか、っていう質問があったんですよ。

ですから、夏場ですね、今まで夏休みとしていた期間に子どもたちが授業やる、というときに、学校設備としてこういうものに対する予算が少し、私のってくるかなと思ったんですけど、それがなくなってないんですけども、夏場の学校の対応、暑さ対策に対する、どのように考えているか。予算計上はないんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ことし、夏休み期間を8月1日から8月23日までということで定めさせていただきました。これは、学業の遅れによるものも含まれているわけでございますが。その間の、夏休みの暑い期間の学習に対しての策と言いますか、これについては昨年度、各学校の求めに応じまして、扇風機のほうを数多く購入をいたしまして設置をしております。

そちらのほうでですね、7月の末から8月の頭にかけての部分でですね、対策をとって。それ

から、水分補給、それから、具合が悪くなった子どもに対しての対応等、これは学校長のほうに校長会のほうで伝えているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） これ、私、ある職員からだったので、余計気になったんですよ。学校の先生からそういう話があったもんですから、そのへんのところの対応がですね、学校長からもちろんと説明がないと。ですから、そのへんに対して委員会としてどういう対策してくれるんでしょうか、っていう話があったもんですから、改めて聞いたんですが。

ことし、用意した扇風機で対応する、で十分に対応できる、って判断したということの理解ですか。

○議長（夏堀文孝君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） おっしゃるとおりでございます、扇風機のほうで対応。それから、1台冷風機をですね、各学校に備えてございますので、それも活用しながらということで考えてございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。7番西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） ページ数は72ページ、73ページの6款1項3目農業振興費です。

今回、先行型の持続化給付金ということで、町長に対して本当に感謝申し上げたいなあとというふうに思っております。

そこで、18節の負担金補助及び交付金の2億5,671万なんですけど、もちろん、全員協議会でも説明いただいたんですけども、詳しく聞きたいなというふうに思います。

まず1つは、この補正を、2億5,671万の根拠にあたるわけですけども。まず、南部町の農家戸数、それから、この持続化給付金に対する0.2ヘクタールから1ヘクタール未満の農家戸数等を調べてると思うんですよ。それから、1ヘクタールから3ヘクタール未満の農家戸数、3ヘ

クタール以上の農家戸数。もちろん、畜産であれば専業で畜産やっている方の農家戸数と全部調べて、この2億5,671万の予算措置してると思うんで、この内訳を説明していただきたいなと思います。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） それでは、西野耕太郎議員にお答え申し上げます。

まず最初に、農家戸数でございますけれども、農家戸数につきましては2015年の農業センサス、この戸数を基準としておりまして、全農家戸数が1,259戸になっております。

それから、センサスの内容でございますけれども、この農家戸数につきましては、経営耕地なしにつきましては15戸、それから0.3ヘクタールが17戸、それから0.3から0.5ヘクタールが138戸、0.5から1ヘクタールが333戸、1ヘクタールから1.5が242戸、1.5から2ヘクタールが165戸、2から3ヘクタールが177戸、3ヘクタールから5ヘクタールが177戸、5ヘクタール以上が55戸となっております。

それから、根拠でございますが・・・、すみません、少々お待ちください。

現在の先行型の給付の対象といたしましたのは、町の農業委員会で定めている0.2ヘクタール以上ということを対象にしております、0.2ヘクタールから1ヘクタール未満の合計対象者は517名でございます。それから、1ヘクタール以上3ヘクタール未満が584、3ヘクタール以上が172名でございます。農業者が1,273名。それから畜産業を営んでいる方が7名で、合計が1,280名です。金額にいたしまして2億5,671万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長(夏堀文孝君) ここで11時15分まで休憩します。

(午前11時01分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第15、議案第58号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、議案書の77ページをお開きください。

議案第58号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ849万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,269万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。86、87ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費でございますが、819万5,000円を増額し総額を6,121万円とするものです。これは、13節委託料ですが、国民健康保険システム改修の業務委託料を増額するもので、内容としましては、事務処理標準システム導入に伴うシステムの改修を追加するものでございます。下段の1款2項

1 目賦課徴収費でございますが、30万3,000円を増額し総額を227万9,000円とするものです。これは、10節需用費ですが、被保険者の番号統一化に伴い印刷製本費を増額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。84、85ページにお戻りください。5款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、849万8,000円を増額するもので、歳出の財源の全額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第16、議案第59号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木大君） それでは、議案書の89ページをお願いいたします。

議案第59号「令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」でございます。

第2条の科目、第1款資本的収入に2,086万円を追加し、資本的収入予定額の総額を2億6,465万8,000円とし、資本的支出予定額の総額を29億9,179万3,000円とするものでございます。

92ページをお願いいたします。南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明いたします。収入の1款4項1目県補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といたしまして2,086万円を増額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者受入体制の整備として、人口呼吸器2台616万円、簡易病室2棟1,289万円、簡易陰圧装置2台181万円を購入するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第60号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 93ページをお開き願います。

議案第60号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,550万円とするものであります。

102ページ、103ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。1款1項2目施設管理費であります。250万円を増額し、1億922万5,000円とするものであります。内容といたしましては、県道榎引上名久井三戸線、坵渡工区の改良工事計画に伴い、県道への専用物件である農業集落排水下水道管などについて、来年度の県道改良工事の際に移設が必要である、との連絡を受けたことから、移設工事のための測量設計業務費250万円を12節委託料に補正計上するものであります。

100ページ、101ページをお開き願います。続きまして、歳入についてご説明いたします。5款1項1目雑入であります。歳出の説明で申し上げました農業集落排水下水道管などの移設工事に係る測量設計業務費について、県から補償金として補償されるものであるため、1節雑入に歳出と同額の250万円を計上するものであります。

以上で議案第60号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第18「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり各常任委員長から報告がありました。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第19「委員会の閉会中の継続調査及び審査の件」を議題とします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規程により常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査と決定することにしました。

◎議員派遣の件

○議長（夏堀文孝君） 日程第20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、町長から議案第61号「工事請負契約の締結について（新庁舎車庫・倉庫建設工事）」、議案第62号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備1号工事）」、議案第63号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備2号工事）」、議案第64号「工事請負契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）」、議案第65号「工事請負契約の締結について（坩渡消防拠点施設建設工事）」、議案第66号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」、議案第67号「財産の取得について（カラーインクジェット複合機）」の議案7件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第61号から議案第67号までの議案7件を日程に追加し議題とすることに決定しました。
ここで、会議資料配付のため暫時休憩とします。

（午前11時21分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。町長の登壇を求めます。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案7件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第61号から議案第65号までの「工事請負契約の締結について」であります。新庁舎車庫・倉庫建設工事ほか4件の工事請負契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号及び議案第67号「財産の取得について」であります。配備から28年が経過し、老朽化した南部第11分団の消防ポンプ自動車の更新と、本庁舎と南部分庁舎で使用するカラープリンターとコピーの複合機の、2件の購入契約について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何卒ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第61号「工事請負契約の締結について（新庁舎車庫・倉庫建設工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、追加提案説明資料の1ページをお開き願います。

議案第61号「工事請負契約の締結について（新庁舎車庫・倉庫建設工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築。請負代金は1億8,480万円。落札率は92.95%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は2ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、鉄骨造、準耐火構造の一部2階建てで、延床面積は1階613.22平方メートル、2階194.48平方メートル、計807.70平方メートルの建築・電気・機械工事一式であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和3年3月25日までとなっております。

説明資料の3ページをお開き願います。追加提案いたしました新庁舎に関連する4つの工事の位置図ではありますが、車庫・倉庫は図面の中央やや下に位置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第3、議案第62号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備1号工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第62号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備1号工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字坵渡字東あかね3番地111、工藤建設工業株式会社、代表取締役、磯島忠。請負代金は1億6,720万円。落札率は98.85%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、新庁舎の南側を主とした外構工事であり、整備面積は7,213平方メートル。土木工事は敷地内道路・駐車場・歩道の排水構造物の設置や庁舎前の広場の芝張りなど、建築工事は県道側から庁舎へ続く屋根のついた通路としてのプロムナード、電気工事は庁舎周辺のプロムナードと歩道のロードヒーティング一式であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和3年3月25日までとなっております。

以上で説明を終わります

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第4、議案第63号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備2号工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第63号「工事請負契約の締結について（新庁舎外構整備2号工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字下名久井字前田23番地1、助川建設株式会社、代表取締役、助川岩雄。請負代金は1億1,548万8,729円。落札率は89.44%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、新庁舎北側の外構工事であり、整備面積は7,881平方メートル。

土木工事は敷地内道路・駐車場・歩道の排水構造物の設置やフェンスの設置など、電気工事は庁舎北側通路のロードヒーティング一式であります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和3年3月25日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第5、議案第64号「工事請負契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第64号「工事請負契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字高瀬字上宮野24番地1、株式会社四戸興業、代表取締役、四戸肇。請負代金は4,803万3,920円。落札率は88.81%。条件付一般競争入札行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、新庁舎西側の道路改良舗装工事で、施工延長は128.5メートル、法面工888平方メートルと、車道・歩道の路盤工及び舗装工1,560平方メートル、排水構造物設置工などであります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和2年12月18日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第6、議案第65号「工事請負契約の締結について（埤渡消防拠点施設建設工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第65号「工事請負契約の締結について（埤渡消防拠点施設建設工事）」についてご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字斗賀字沼田5番地7、有限会社西塚建設工業、代表取締役、西塚義美。請負代金は5,102万4,600円。落札率は90.00%。条件付一般競争入札行われ、入札業者等は入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、福地第8分団（埤渡地区）の消防拠点施設と集会所の複合施設の建築工事と埤渡研修館の解体工事でありまして、建築工事は木造平屋建、延床面積は233.12平方メートル、解体工事は木造平屋建230.21平方メートルであります。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和2年12月10日までとなっております。

以上で説明終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第7、議案第66号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の12ページをお開き願います。

議案第66号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」ご説明いたします。

取得する財産は消防ポンプ自動車1台、契約の相手方は、八戸市売市二丁目4番2号にあります、互光産業株式会社、代表取締役、梅内利哉。売買代金は2,970万円。落札率は97.16%であります。

施行方法は指名競争入札。取得する財産の概要はCD-I型のポンプ自動車。納入期限は令和3年3月19日。配備先は南部町消防団南部第11分団（南部地区二又）でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（夏堀文孝君） 追加日程第8、議案第67号「財産の取得について（カラーインクジェット複合機）」を議題とします。
本案について説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（金野貢君） それでは、追加提案説明資料の14ページをお開き願います。
議案第67号「財産の取得について（カラーインクジェット複合機）」ご説明申し上げます。
取得する財産は、カラーインクジェット複合機2台。契約の相手方は八戸市卸センター二丁目4番12号、株式会社金入、代表取締役、金入忠清。売買代金は858万円。指名競争入札により施行し、落札率は90.92%でございました。

取得する財産の概要は、スキャナ等付属品を含めたカラーインクジェット複合機2台で、印刷コストが安価で、かつ、高速印刷が可能であり、業務の効率化を図る観点から導入するものでございます。

納入期限は令和2年9月30日。納入場所は本庁舎及び南部分庁舎とし、統合庁舎完成後は1階と2階に配置する計画でございます。

以上の契約を締結するため地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものですので、よろしくお願いいたします。

- 議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。
質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。
議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。
閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（南部町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第95回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月5日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含めすべての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして心から御礼申し上げます。

特に、一般会計補正予算に計上いたしました、新型コロナウイルス感染症に関連する第3弾となる町独自の経済対策「農畜産業先行型持続化給付金」につきましては、郵送による申請の受付のほか、町内3地区においてそれぞれ3日間、申請の受付会場を設置し申請しやすい環境づくりに努めることとしております。

また、7月初めには給付金の支払いを開始し、遅くともお盆前までには給付を完了したいと考

えているところであります。これにより、町独自の緊急対策支援事業の給付金と、国の特別定額給付金を合わせますと約二十億円の現金が町民の皆様のもとへとお届けされることとなります。今、政府も、また、青森県においても今必要なのは経済対策、回復であると発言をしておりますが、私は、第1弾、第2弾、その当時から経済対策が必要になってくると言い続けてまいりました。

6月4日発行の広報なんぶちょうには、真の意味でコロナウイルスに打ち勝つためには、さまざまな対策により南部町の経済回復の歩みを進めていくことが重要になるとの認識から、町民の皆様には町内での飲食や購買など、地元での消費をお願いする旨のメッセージを掲載させていただいたところであります。

そして、本定例会の冒頭でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の襲来に備え、その時に何が必要になるのかを今この時点で想定し、適時的確な対策を講じるための検討を職員に対し指示したところであります。今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、ことしも南部町特産の果物や観光農園をPRするため、7名のフルーツ娘を委嘱したところであります。まずは、6月20日から始まる「さくらんぼ狩り」を皮切りに、新型コロナウイルスの影響を確認しながらではありますが、全国デビューを果たす「ジュノハート」や「桃」、「梨」、「ブドウ」、「リンゴ」など、四季を通じて果物が楽しめる「果樹の町・南部町」を、全国に向けて発信いただくことを期待するものであります。

また、「さくらんぼ狩り」におきましても、新型コロナウイルスの感染防止のため、来園者同士の適切な距離の確保や入園時の体温測定、フェイスガード、消毒剤、マスクを準備して対策に取り組むこととしており、訪れた皆様には、安心して当町自慢の初夏の味覚を存分に味わっていただきたいと考えているところであります。この後に続く果物狩りや農業体験修学旅行の受け入れにおきましても、同様の取り組みを継続し「安心という最高のおもてなし」で、町内外から訪れる大勢のお客様をお迎えいただきたいと考えておりますので、受入農家の皆様のご協力をお願いするものであります。

さて、例年であればこの時期には、三戸郡総合体育大会や三戸郡中学校体育大会夏季大会が開催されるなど、町内がスポーツ面でも盛り上がりを見せる季節でありましたが、ことしは新型コロナウイルスの影響により各種大会の中止が決定され、選手のみならず応援される皆様にとりましても残念なお気持ちになられていることと拝察いたします。

ましてや、中学、高校の3年生たちにとっては集大成の舞台を奪われることとなり、悔しい気

持ちでいっぱいであることは想像にかたくないところであります。

しかしながら、これまで真剣に打ち込んできたことがすべて無駄になるというようなことではなく、これまでの経過が将来に向けて大きな糧となることは間違いないものであると、私自身も信じているところであります。

どうか、こうした境遇におられる学生の皆様には今回の試練を前向きにとらえていただき、着実に歩みを進めていただくことをお願いするとともに、次のステージでのご活躍を心から期待するものであります。

さて、新型コロナウイルス関連の町独自の緊急対策支援事業につきましては、報道各社のご協力をいただき、新聞紙面やニュース番組で大きく取り上げていただくなど、町民の皆様に対し迅速に情報を提供することが出来たことは非常にありがたく感じているところであり、職員に対しましても、報道機関の力を大いにお借りし情報発信していくように指示をしているところであります。

情報提供の速さが町民の皆様の安心感、町に対する信頼感の向上につながるものであるとともに、当町の魅力が発信されることにより南部町の町民で良かったと感じていただけるものと考えているところでございます。

最後になりますが、今回の議会を通じて議論させていただきました部分、私の感想も少し述べさせていただきますと思いますが、私どもも必要なとき、やはり、財政の状況、その状況によっては当然自らの報酬の削減、また、議員にお願いすることもあると思いますし、職員一丸となって、そのときは実施する、そういう覚悟で発言をしてございます。私も当然自分の発言には責任をもって行動をおこすわけでありまして、議員の皆さんも当然、議員一人一人の発言というのは、責任をもった行動をするということは、理事者側も議員さんも、私は全く同じことであると思っております。そういう中において、今回、報酬削減の議論もさせていただきましたが、コロナ対策に、また、経済対策、削減がどういう効果があるのか、これをしっかり考えなければならない、そう思うてございます。削減によって、コロナ対策にどういう効果があるか、そのことをまず考えた中で判断していかなければならない。単に、住民うけするからなどというパフォーマンス的にならないようにしなければなりません。今必要なのは何か、共に考え、建設的な議論をお願いするものであります。

引き続き、町政全般の情報提供と当町の魅力の発信に努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、NPO青森なんぶの達者村と南部町産リンゴの関東圏での流通に際しお世話になってお

ります、株式会社グリーンパートナーズ様から、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言の影響により流通がストップしてしまった南部町産のジョナゴールドをご寄附いただきましたことから、明日、10日の学校給食において提供させていただくことをご報告させていただきます。

結びに、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」の定着へのご協力をお願い申し上げますとともに、これから梅雨を迎え蒸し暑くなってまいりますので、健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しましてはより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） ここで、閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月5日から本日までの5日間であり、議員各位には議会運営にご協力をいただきました、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力を賜りまして深く感謝を申し上げます。議員各位から表明されました提言、意見等を踏まえながら事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位をお願いを申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第95回南部町議会定例会を閉会します。

（午後0時00分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 工藤正孝

署名議員 川守田 稔